

原子力災害拠点病院等の施設要件

平成 27 年 5 月 15 日

原子力規制庁

(平成 27 年 6 月 19 日一部改正)

(平成 30 年 7 月 25 日全部改正)

目次

1	はじめに	1
2	原子力災害拠点病院	4
	(1) 医療体制等	4
	(2) 施設及び設備等	5
	(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等	6
	(4) 原子力災害医療派遣チームの配置等	7
3	原子力災害医療協力機関	8
4	高度被ばく医療支援センター	10
	(1) 医療体制等	10
	(2) 施設及び設備等	11
	(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等	11
	(4) その他	12
	(5) 基幹高度被ばく医療支援センター	12
5	原子力災害医療・総合支援センター	14
	(1) 医療体制等	14
	(2) 施設及び設備等	15
	(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等	15
	(4) 原子力災害医療派遣チームの配置等	16
	(5) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整	16
	(6) その他	16
6	指定等について	17
	(1) 指定	17
	(2) 住民等への周知	18
	(3) 指定の取消し	18
	(4) 施設要件の見直し	18
	附則	19
	参考1	20
	参考2	21

1 はじめに

我が国では、平成11年9月30日に株式会社ジェー・シー・オー（JCO）ウラン加工工場において発生した臨界事故を踏まえ、原子力安全委員会が策定した「緊急被ばく医療の在り方について」（平成13年6月、平成20年10月一部改訂）を我が国の緊急被ばく医療体制構築に向けた具体的な指針として位置付け、緊急被ばく医療体制を構築してきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に端を発する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故は、緊急作業において被ばくした作業員の対応のみならず、地震及び津波という自然災害と原子力災害が重なった複合災害となり、多数の傷病者への対応として関係機関の連携が必要となった。

このことに鑑み、平成24年9月19日に発足した原子力規制委員会では、「原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」を設置し、従来の緊急被ばく医療体制を十分に活用しつつ、救急医療及び災害医療体制が原子力災害時にも有効に機能するよう検討を重ね、「原子力災害拠点病院等の施設要件」（以下「拠点病院等の施設要件」という。）を定めた。拠点病院等の施設要件の根拠となる原子力災害対策指針（平成27年原子力規制委員会告示第11号）が改正された平成27年8月26日以降、拠点病院等の施設要件に基づいて、「原子力災害拠点病院」、「原子力災害医療協力機関」、「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」が国又は立地道府県等により指定又は登録され、新たな原子力災害時の医療体制に移行した。

また、拠点病院等の施設要件に基づいて、国及び原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害拠点病院が施設要件を満たしているかについておおむね3年ごとに確認を行うとともに、国は、おおむね3年ごとに施設要件の見直しを検討することとした。

原子力規制委員会は、原子力災害拠点病院等の指定から3年目となる平成30年度に向けて、原子力規制委員会委員による現地調査や関係機関との意見交換を行い、拠点病院等の施設要件の課題を抽出し、見直すべき内容について検討した結果、平成30年度には「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」の役割の明確化を行うとともに、「高度被ばく医療支援センター」のうち、中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たな機能として追加することとした。

原子力規制委員会を含め、国は、原子力災害時の医療体制が効果的に機能するよう引き続き支援を行っていくこととしている。

原子力災害時の医療体制として拠点病院等の施設要件に規定する各機関は、主に以下の役割を担うものとされている。

（1）原子力災害拠点病院

原子力災害拠点病院は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能

し、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）を受け入れ、適切な診療等を行う。

また、災害医療の知識、技能のほか、被ばく医療に係る専門的知見を有する医師、看護師、診療放射線技師等から構成する「原子力災害医療派遣チーム」を編成する。「原子力災害医療派遣チーム」の出動先は、原子力災害時に被災した立地道府県等内の原子力災害拠点病院を基本とし、当該施設内において救急医療等を行う¹。

これらの医療を提供するためには、医療従事者のみならず、施設内に所属する全ての職員や施設管理者等の意思決定を行う者においても一定程度の原子力災害医療に関する知識が必要なことから、平時から教育研修、訓練等を通じて理解を深めることが望ましい。

（２）原子力災害医療協力機関

原子力災害時には、被ばく医療に加え、救急医療及び災害医療が必要となることから、関係機関の連携体制を事前に構築しておく必要がある。また、汚染又は被ばくしている者に対する検査、除染、救護所等における健康管理等も必要となる。

このように、原子力災害時に立地道府県等や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力できる医療機関、職能団体等を原子力災害医療協力機関とする。原子力災害医療協力機関は、医療機関のみならず研究所、附属病院を有しない大学、職能団体、民間企業等広く想定され、後述する施設要件の「機能」に掲げる項目のうち、1項目以上の支援を行う。

（３）高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターは、原子力災害拠点病院では対応が困難²な長期的かつ専門的治療を要する被ばくを伴う傷病者（以下単に「長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者」という。）並びに、除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療等を行うとともに、原子力災害拠点病院等に対し、必要な診療支援、助言等が可能な専門家の派遣、高度専門的な教育研修の実施等による支援を行う。

さらには、国又は立地道府県等が行う原子力防災訓練に参加するとともに、関係する医療従事者等へ教育研修等を実施することで、平時から原子力災害に関する知識等の普及及び理解の増進に努める。

なお、高度被ばく医療支援センターとして複数の機関を指定する場合には、効果的な診療支援を行うため、担当地域を設けるものとし、また、そのうち一の機関を中心的・先導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センターとして指定する。

基幹高度被ばく医療支援センターは、高度被ばく医療支援センターの施設要件を満たした上で、平時では地域の中核となる医療従事者等への高度専門的な教育研修を行うとともに、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに所属する医療従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な教育研修等を行う。

¹ 活動内容等の詳細については、「原子力災害医療派遣チーム活動要領（平成29年3月29日 原子力規制庁）」に記載している。

² 原子力災害拠点病院では対応が困難な症例として、アクチニドによる内部被ばく、急性放射線症候群等が考えられる。

また、原子力災害時には高度被ばく医療支援センター等への支援を行う。

(4) 原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害医療・総合支援センターは、前述の「原子力災害医療派遣チーム」を編成するのみならず、原子力災害時には当該チームが被災地域で効果的に活動できるよう「原子力災害医療派遣チーム」の派遣調整を行うとともに、活動中の「原子力災害医療派遣チーム」に対する情報提供等の支援を行うほか、平時から地域及び全国の原子力災害拠点病院等との連携及び協力体制を強化するためのネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を構築し、情報交換等を行う。

また、「原子力災害医療派遣チーム」の派遣等に関して、立地道府県等の原子力災害医療調整官に専門的助言等の支援を行う。

さらには、国又は立地道府県等が行う原子力防災訓練に参加するとともに、平時から「原子力災害医療派遣チーム」の構成員に対して教育研修等を実施することで、「原子力災害医療派遣チーム」の養成を行う。

なお、原子力災害医療・総合支援センターとして複数の機関を指定する場合には、効果的な派遣調整を行うため、担当地域を設けるものとする。

2 原子力災害拠点病院

原子力災害拠点病院は、原則として医療計画に位置付けられた災害拠点病院であることとし、救命救急センター、二次救急医療機関又は災害拠点病院に準ずる医療機関であると立地道府県等が認めた施設であることに加え、以下の施設要件を満たすものとする。

なお、過去に「初期被ばく医療機関」や「二次被ばく医療機関」を指定している場合には、その体制を活用することが望ましい。

(1) 医療体制等

① 診療機能等

【救急医療の提供体制】

A) 汚染の有無に関わらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供できる体制を有すること。

【被ばく医療の提供体制】

B) 被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療を提供できる体制を有すること。

【救急医療と被ばく医療の連携体制】

C) 救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者とが連携して対応できる体制を有すること。

② 他の原子力災害拠点病院等との医療連携

A) 原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受入れを行うことができる体制を有すること。

B) 被ばく傷病者等の状態に応じ、関係機関と連携して、他の原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターへ患者を搬送できる体制を有すること。

C) 他の立地道府県等内に設置されている原子力災害拠点病院等から派遣された原子力災害医療派遣チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

【施設管理者³】

A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等⁴を受講していること。

【原子力災害医療に関する中核人材の配置】

B) 高度被ばく医療支援センターが開催する原子力災害医療に関する専門的な研修⁵を受講した者を配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

³ 施設内において被ばく傷病者等の受入れや医療を提供すること等の決定を行う者を指す。例えば、病院長等が考えられる。

⁴ 原子力災害医療に関する研修等として、立地道府県等や原子力災害拠点病院が実施する基礎研修又は高度被ばく医療支援センターが実施する専門研修若しくはその他の施設が実施する放射線基礎知識に関する短時間の研修や講習、原子力災害医療に関わる基礎研修e-ラーニング等がある。

⁵ 原子力災害医療に関する専門的な研修とは、高度被ばく医療支援センターが実施する「原子力災害医療中核人材研修」を指す。

C) 次の要件を満たすこと。

- ・ 当該施設で実施する救急医療又は災害医療について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
- ・ 被ばく医療に対し、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

D) 次の要件を満たすこと。

- ・ 当該施設で実施する救急医療又は災害医療の看護について、専門的な知識及び技能を有する看護師を1名以上配置すること。
- ・ 放射線防護を行った上で、必要な看護ができる看護師を1名以上配置すること。
- ・ 線量評価について基礎的な知識を有し、線量評価の専門家の指示を受けて、必要な検査やサンプル収集を行う技能を有する者を1名以上配置すること。
- ・ 除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること。

(2) 施設及び設備等

① 施設等

A) 原則として、除染を行うために必要な除染室を有すること⁶。

B) 被ばく傷病者等に対して救急処置等を行う処置室を有すること⁷。

C) 被ばく傷病者等に対して入院治療を行うことができる病室を有すること⁸。

【災害拠点病院ではない場合】

D) 災害拠点病院以外の施設が指定される場合は、以下の施設等を有することが望ましい。

- ・ 耐震構造を有する病院機能を維持するために必要な施設
- ・ 自家発電機等及び3日分程度の燃料
- ・ 適切な容量の受水槽、停電時にも使用可能な井戸設備、災害時の診療に必要な水を確保するための優先的な給水協定の締結等
- ・ 病院敷地内のヘリコプターの離着陸場又は病院近接地において非常時に使用可能な離着陸場

② 設備、備品等

救急医療及び災害医療に必要な設備、備品等が整備されていることに加え、次の

⁶ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等（除染テントを含む。）を養生することにより除染が行える体制を有すること。

⁷ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等を養生することにより救急処置等が行える体制を有すること。

⁸ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に一般患者と分離した部屋等を養生することにより入院治療が行える体制を有すること。

要件を満たすこと。

- A) 医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材を有すること。
- B) 処置等を行っている場所の線量評価のために必要な放射線測定器を有すること。
- C) 体表面汚染の線量評価を行うために必要な放射線測定器を有すること。
- D) 内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器を有すること⁹。
- E) 被ばくの診療に必要な設備及び医薬品を有すること¹⁰。
- F) 除染するために必要な資機材を有すること。
- G) 汚染した衣服や資機材、洗浄水等を一時的に保管できる設備を有すること¹¹。
- H) 災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段を有すること。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務を行うことができる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

- A) 原則として、自施設の全職員（医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員等）に対する教育研修を定期的実施すること。
- B) 管轄内の原子力災害医療協力機関の職員等の自施設以外の関係者に対する研修を定期的実施すること、又は立地道府県等が実施する教育研修に協力すること。

② 訓練

- A) 原子力災害に関係する職員に対し、定期的訓練を行うこと。
- B) 立地道府県等が実施する訓練に原子力災害拠点病院として参加すること。
- C) 立地道府県等が国と協同して行う訓練に原子力災害拠点病院として参加するように努めること。

③ 地域連携ネットワークの構築

立地道府県等と協力し、原子力災害医療協力機関等との地域連携ネットワーク会議等を定期的開催して連携を図ること¹²。

④ 立地道府県等との連携

立地道府県等が行う原子力災害対策に協力すること。

⁹ 他の原子力災害拠点病院等において検査を実施する体制がある場合は整っているものとみなす。

¹⁰ 医薬品については放射性セシウム体内除去剤、超ウラン元素体内除去剤等が該当するが、高度被ばく医療支援センター等における診療の提供を受けられる体制が構築されている場合は整っているものとみなす。

¹¹ あらかじめ確保できない場合は、原子力災害時に、一時的に保管できる体制を有すること。

¹² 当該立地道府県内で他の原子力災害拠点病院が地域連携ネットワーク会議等を実施し連携を図っている場合であって、地域連携ネットワーク会議等に協力、支援を行う場合は整っているものとみなす。

(4) 原子力災害医療派遣チームの配置等

① 配置、資質等

- A) 医師、看護師、診療放射線技師等の放射線管理を行う放射線防護要員が各1名以上かつチームとして4名以上で構成される原子力災害医療派遣チームを編成すること。
- B) 災害医療の知識及び技能に加えて、原子力災害医療に特有で最低限必要な原子力災害及び放射線防護の知識を有すること¹³。また、放射線防護要員は、放射線測定に関する技術を有すること。

② 装備等

- A) 救急医療及び災害医療に必要な資機材を有すること。
- B) 放射性物質の放出開始後の被ばく傷病者等に対する医療活動を想定した放射線防護に必要な資機材等を有すること¹⁴。
- C) 原則として、原子力災害医療派遣チームの派遣に必要な車両を有すること¹⁵。

¹³ 原子力災害医療派遣チームの構成員養成として、原子力災害医療・総合支援センターが実施する「原子力災害医療派遣チームに関する専門研修」を受講すること。

¹⁴ ただし、緊急時、他施設から調達できる場合は整っているものとみなす。

¹⁵ 応急用医療資機材、放射線防護に必要な防護具、資機材、測定機器等の搭載が可能な車両が望ましい。

3 原子力災害医療協力機関

原子力災害医療協力機関は、原子力災害時に立地道府県等や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力できる機関とする。

このため、立地道府県等は原子力災害医療協力機関を積極的に募集し、以下の施設要件に該当するものについて登録（リスト化）しておくとともに、医療機関（病院、診療所等）と、医療機関以外の機関（研究所、附属病院を有しない大学、職能団体、民間企業等）とで事情が異なる場合もあることから、それぞれの機関からどのような協力を得ることができるかを明確にしておくこと。

① 原子力災害医療協力機関に求められる機能

次に掲げる7項目の機能のうち、1項目以上の機能を有すること。

- A) 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行うことができること。
- B) 被災者の放射性物質による汚染の測定を行うことができること。
- C) 原子力災害医療派遣チームを保有し、その派遣体制を有すること。
- D) 救護所に医療従事者の派遣を行うことができること。
- E) 国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（避難退域時検査）を実施することができる放射性物質の検査チームの派遣を行うことができること。
- F) 立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援を行うことができること。
- G) その他、原子力災害発生時に必要な支援を行うことができること。

② 医療従事者等

原子力災害医療協力機関が協力する前述①の機能に必要な人員等が配置されていること。

なお、具体的な要件等については、「2 原子力災害拠点病院（1）医療体制等 ③医療従事者等の配置」及び「2 原子力災害拠点病院（4）原子力災害医療派遣チームの配置等 ①配置、資質等」を参考にすること。

③ 施設、設備等

原子力災害医療協力機関が協力する前述①の機能に必要な施設、設備等が整備されていること。

なお、具体的な要件等については、「2 原子力災害拠点病院（2）施設及び設備等 ①施設等」、「2 原子力災害拠点病院（2）施設及び設備等 ②設備、備品等」及び「2 原子力災害拠点病院（4）原子力災害医療派遣チームの配置等 ②装備等」を参考にすること。

④ 研修、訓練の実施

- A) 自施設の原子力災害対策に係る所属職員に対し、教育研修を定期的に行うこと、又は立地道府県等若しくは原子力災害拠点病院等が行う研修に参加させること。
- B) 自施設の原子力災害対策に係る所属職員に対し、訓練を定期的に行うこと。

ること、又は立地道府県等若しくは原子力災害拠点病院等が行う訓練に参加させること。

⑤ 関係機関等への連携体制等

A) 立地道府県等が行う原子力災害対策に協力すること。

B) 原子力災害拠点病院が構築する地域連携ネットワークに積極的に参画すること。

4 高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターの施設要件は、以下のとおりとする。

なお、高度被ばく医療支援センターとして複数の機関を指定する場合には、そのうちの機関を中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」として指定する。

(1) 医療体制等

① 診療機能等

「2 原子力災害拠点病院 (1) 医療体制等 ①診療機能等」に掲げる項目に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診療及び長期経過観察を行うことができる体制を有すること。
- B) 除染が困難（複数回の流水洗浄後も高濃度の表面汚染の残存等）であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者への診療を提供できる体制を有すること。
- C) 被ばく傷病者等に対して、高度救命救急センターと同等の診療（急性放射線症候群の診療を含む。）を提供できる体制を有すること¹⁶。

② 原子力災害拠点病院等との医療連携

- A) 原子力災害拠点病院等での診療に対して、被ばく医療の観点から専門的助言を提供できる体制を有すること。
- B) 原子力災害拠点病院等が受け入れた被ばく傷病者等に対して、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等）を提供できる体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

【施設管理者¹⁷】

- A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等¹⁸を受講していること。

【原子力災害医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

- B) 次の要件を満たすこと。
 - ・ 長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等の診療や長期経過観察について、専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
 - ・ 除染が困難（複数回の流水洗浄後も高濃度の表面汚染の残存等）であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばくを伴う傷病者の診療について、

¹⁶ 基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センター又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、体制が整っているものとみなす。

¹⁷ 施設内において、被ばく傷病者等の受入れや医療を提供すること等の決定を行う者を指す。例えば、病院長等が考えられる。

¹⁸ 原子力災害医療に関する研修等として、立地道府県等や原子力災害拠点病院が実施する基礎研修又は高度被ばく医療支援センターが実施する専門研修若しくはその他の各施設が実施する放射線基礎知識に関する短時間の研修や講習、原子力災害医療に関わる基礎研修 e-ラーニング等がある。

専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

C) 次の要件を満たすこと。

- ・ 放射線防護を行った上で、長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等に対して必要な看護ができる看護師を1名以上配置すること。
- ・ 線量評価について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること¹⁹。
- ・ 除染処置について、専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置すること。

(2) 施設及び設備等

① 施設

「2 原子力災害拠点病院 (2) 施設及び設備等 ①施設等」に掲げる項目に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 被ばく傷病者等に対して長期観察、入院治療等が行える病室等を有すること。
- B) 急性放射線症候群等の診療に必要な無菌室等を有すること²⁰。
- C) 教育研修、訓練の実施に必要な施設を有すること。

② 設備、備品等

「2 原子力災害拠点病院 (2) 施設及び設備等 ②設備、備品等」に掲げる項目²¹に加え、次の設備、備品等が整備されていること²²。

- A) 内部被ばくの詳細な線量評価、測定に必要な体外計測機器及び資機材を有すること。
- B) アクチニドを含む内部被ばく線量評価のために必要な機器及び資機材を有すること²³。
- C) 生物学的線量評価のための機器及び資機材を有すること。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務を行うことができる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

- A) 原則として、自施設の全職員（医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職

¹⁹ 特に、高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価（スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による生物学的線量評価等）を実施できる者が配置されていること。

²⁰ 基幹高度被ばく医療支援センター、高度被ばく医療支援センター又は関係医療機関との間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、要件を満たすものとみなす。

²¹ ただし、注釈9、10、11は適用しない。特に、医薬品については、安定ヨウ素剤、放射性セシウム体内除去剤、超ウラン元素体内除去剤等を保有すること。

²² 救急医療、災害医療に関する設備、備品等については、傷病者等に対する初期治療を行うために必要な範囲とする。

²³ 基幹高度被ばく医療支援センター又は他の高度被ばく医療支援センターとの間で協定等により継続的に協力、支援体制が構築できている場合には、要件を満たすものとみなす。

員、事務系職員等) に対する教育研修を定期的 to 実施すること。

- B) 汚染拡大防止措置、放射線防護対策、線量評価等に関する高度専門的な教育研修を行う体制を有すること。
- C) 原子力災害拠点病院の中核人材等に対し、高度専門的な教育研修を行う体制を有すること。

② 訓練

- A) 原子力災害に関係する職員に対し、定期的 to 訓練を行うこと。
- B) 原子力災害拠点病院からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する訓練に対して、助言又は指導を行うこと。
- C) 国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加すること。

③ 専門家ネットワークの構築

- A) 被ばく医療及び線量評価に関する専門家の人的ネットワークを活用できる体制を有すること。
- B) 放射線防護対策、線量評価等に関する専門家との全国的な連携及び協力体制を平時から構築すること。また、専門家との情報交換等のための会合を定期的 to 開催 (基幹高度被ばく医療支援センターが実施する場合は協力) すること。
- C) 原子力災害医療・総合支援センターが開催する原子力災害医療に関係する者による情報交換等のための会合に協力すること。

(4) その他

- A) 原子力災害時に、国又は立地道府県等からの要請により被ばく医療に関する専門家を派遣する体制を有すること。
- B) 関係機関の協力を得て、原子力災害医療の事例等に係るデータの収集が行えること。
- C) 内部被ばくを含め原子力災害、放射線被ばく等に関する研究が行われていること。
- D) 指定後速やかに基幹高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を定期的 to 受講すること。

(5) 基幹高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターの施設要件を満たした上で、次の要件を満たすこと。

① 教育研修

- A) アクチニドの中でもアルファ核種を含む物理学的及び生物学的個人線量評価 (スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等) 等の高度専門的な教育研修を提供できる体制を有すること。
- B) 指定後速やかに高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援

センターに所属する医療従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な教育研修等を定期的に行うこと。

- C) 原子力災害医療に関する研修情報等を一元管理すること。また、そのための事務局を有すること。
- ② 専門家ネットワークの構築
指定後速やかに放射線防護対策や線量評価等に関する専門家との全国的な連携、協力体制を平時から構築し、情報交換のための会合を定期的を開催すること。
- ③ 実績
基幹高度被ばく医療支援センターとしてふさわしい実績を有すること。
例) 肺モニター等の機器や生体試料分析（バイオアッセイ法）による体内放射能評価（アルファ核種を含む）を用いた被ばく傷病者等に対する個人線量評価及び長期経過観察の実績

5 原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害医療・総合支援センターの施設要件は、以下のとおりとする。

(1) 医療体制等

① 診療機能等

「2 原子力災害拠点病院 (1) 医療体制等 ①診療機能等」に掲げる項目を満たすこと。

② 原子力災害拠点病院等との医療連携

A) 原子力災害拠点病院等へ原子力災害医療派遣チーム等を派遣できる体制を有すること。

B) 原子力災害拠点病院等での診療に専門的助言を提供できる体制を有すること。

③ 医療従事者等の配置

【施設管理者²⁴】

A) 施設管理者は、原子力災害医療に関する研修等²⁵を受講していること。

【原子力災害医療に関する中核人材の配置】

B) 高度被ばく医療支援センターが開催する原子力災害医療に関する専門的な研修²⁶を受講した者を配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師の配置】

C) 次の要件を満たすこと。

- ・ 当該施設で実施する救急医療又は災害医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。
- ・ 被ばく医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師を1名以上配置すること。

【専門的な知識及び技能を有する医師以外の者の配置】

D) 次の要件を満たすこと。

- ・ 当該施設で実施する救急医療又は災害医療の看護に関する専門的な知識及び技能を有する看護師を1名以上配置すること。
- ・ 必要な放射線防護措置が講じられた上で、必要な看護ができる看護師を1名以上配置すること。
- ・ 線量評価について基礎的な知識を有し、線量評価の専門家の指示に基づいて必要な検査又はサンプルの収集を実施することができる者を1名以上配置すること。

E) 除染措置に関する専門的な知識及び技能を有する者を1名以上配置するこ

²⁴ 施設内において被ばく傷病者等の受入れや医療を提供すること等の決定を行う者を指す。例えば、病院長等が考えられる。

²⁵ 原子力災害医療に関する研修等として、立地道府県等や原子力災害拠点病院が実施する基礎研修又は高度被ばく医療支援センターが実施する専門研修若しくはその他の施設が実施する放射線基礎知識に関する短時間の研修や講習、原子力災害医療に関わる基礎研修e-ラーニング等がある。

²⁶ 原子力災害医療に関する専門的な研修とは、高度被ばく医療支援センターが実施する「原子力災害医療中核人材研修」を指す。

と。

【派遣調整業務従事者】

- F) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整、活動支援等に必要な人員が確保されていること。
- G) 平時から、原子力災害拠点病院、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集し、関係者と情報共有するために必要な人員が確保されていること。

(2) 施設及び設備等

① 施設

「2 原子力災害拠点病院 (2) 施設及び設備等 ①施設等」に掲げる要件に加え、教育研修及び訓練の実施に必要な施設を有すること。

② 設備、備品等

「2 原子力災害拠点病院 (2) 施設及び設備等 ②設備、備品等」に掲げる要件に加え、次の要件を満たすこと。

- A) 被災地域以外からの原子力災害医療派遣チームの派遣調整に必要な設備を有すること。
- B) 原子力災害拠点病院等との通信ネットワーク設備を有すること。
- C) 原則として、確実な派遣実施のため、被災地域からの通信が可能な衛星回線等の通信機器を装備した車両を有すること。

(3) 教育研修、訓練の実施、関係機関への支援体制等

以下の業務を行うことができる体制を有した上で、指定後速やかに各項目を満たすこと。

① 教育研修

原則として、自施設の全職員（医師、看護師、診療放射線技師等の技術系職員、事務系職員等）に対する教育研修を定期的実施すること。

② 訓練

- A) 自施設の原子力災害に関係する職員に対し、定期的訓練を行うこと。
- B) 自施設において、定期的派遣調整訓練を行うこと。
- C) 原子力災害拠点病院からの要請により、原子力災害拠点病院が実施する派遣訓練に対して、助言又は指導を行うこと。
- D) 国又は立地道府県等からの要請により、国又は立地道府県等が開催する訓練に参加すること。

③ 全国ネットワークの構築

- A) 関連医療機関との全国的な連携及び協力体制が平時から構築され、全国規模の原子力災害医療に関係する者による情報交換等のための会合を定期的開催又は協力すること。

- B) 原子力災害拠点病院等の原子力災害医療派遣チームの派遣調整のため、平時から、全国的な規模の関連医療機関との連携及び協力体制を強化するための全国ネットワークを構築すること。
 - C) 高度被ばく医療支援センターが開催する放射線防護対策、線量評価等に関する専門家による情報交換のための会合に協力すること。
- ④ 原子力災害拠点病院等に対する支援
- A) 原子力災害医療派遣チームが派遣先で活動するために必要な指導及び原子力災害医療派遣チームの構成員を養成するための研修を行うこと。
 - B) 地域の原子力災害拠点病院に対し、地域のネットワークを構築するための助言等の支援を行うこと。

(4) 原子力災害医療派遣チームの配置等

「2 原子力災害拠点病院 (4)原子力災害医療派遣チームの配置等」に加え、放射線防護対策、作業環境の放射線測定、被ばくを伴う傷病者の線量評価等に関する知識を有する者を配置すること。

(5) 原子力災害医療派遣チームの派遣調整

- A) 原子力災害時において、原子力災害が発生した立地都道府県等からの要請に基づき、原子力災害が発生した立地道府県等以外から派遣される原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う体制を有すること。
- B) 原子力災害時において、原子力災害医療派遣チームに対し、現地情報の提供等の活動支援を行う体制を有すること。
- C) 平時においては、原子力災害拠点病院、原子力災害医療派遣チームの情報等を収集し、関係者と情報共有を行う体制を有すること。

(6) その他

- A) 原子力災害時に、国及び立地道府県等からの要請により専門家を派遣する体制を有すること。
- B) 指定後速やかに基幹高度被ばく医療支援センター等が実施する高度専門的な教育研修を受講するとともに、当該研修を定期的に受講すること。

6 指定等について

(1) 指定

① 立地道府県等の役割及び立地道府県等が指定・登録を行う機関

立地道府県等は、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関について、これら施設の役割等を踏まえて立地道府県等が策定する地域防災計画に位置付けるとともに、平時から原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関等との情報交換、研修、訓練等を通じて、原子力災害時に適時適切に対応できるように努めること。あわせて、原子力災害拠点病院等の協力を得て、関係者に対して原子力災害に関する知識等の普及と理解の増進に努めること。

【原子力災害拠点病院】

立地道府県等は、前述の施設要件に基づき、第三者によって構成される検討会等の意見も参考にして、原子力災害拠点病院を指定するものとする。その際、地域の実情に応じて1から3箇所程度の医療機関を指定すること。

なお、複数の医療機関が連携して原子力災害拠点病院の機能を担う場合には、地域の実情に応じてグループとして指定することも可能である。その場合は、グループとして指定された原子力災害拠点病院のうち、立地道府県等が定める基準に従い、中心的な業務を実施するものとして「基幹原子力災害拠点病院」を指定すること。

【原子力災害医療協力機関】

立地道府県等は、前述の施設要件に基づき、立地道府県等や原子力災害拠点病院が行う原子力災害医療対策に協力できる原子力災害医療協力機関を積極的に募集し、登録（リスト化）すること。

② 国の役割及び国が指定を行う機関

国（原子力規制委員会）は、平時から高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターとの情報交換等を行うとともに、立地道府県等や原子力災害拠点病院等への支援は当該センターを通じて行う。

また、原子力災害時には適時適切に当該センターが対応できるように支援する。

【高度被ばく医療支援センター】

国（原子力規制委員会）は、高度被ばく医療支援センターについて募集を行い、指定を希望する申請があった場合には、前述の施設要件を満たしているかを確認の上、指定する。

なお、高度被ばく医療支援センターとして複数の機関を指定する場合には、そのうち一の機関を中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」として指定する。

【原子力災害医療・総合支援センター】

国（原子力規制委員会）は、原子力災害医療・総合支援センターについて募集を行い、指定を希望する申請があった場合には、前述の施設要件を満たしているかを確認の上、指定する。

（２）住民等への周知

原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは、指定を受けた場合、速やかに施設内の見やすい場所に指定を受けている旨を掲示することによって、住民等に対して原子力災害時において傷病者の受入れを行う旨を周知すること。

（３）指定の取消し

立地道府県等は、指定を受けた原子力災害拠点病院が施設要件に定める機能を果たせるように適宜指導することとし、おおむね３年ごとに施設要件を満たしているか確認した上で、施設要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定を取り消すこと。

国（原子力規制委員会）は、指定を受けた高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが施設要件に定める機能を果たせるように適宜指導するものとし、おおむね３年ごとに施設要件を満たしているか確認した上で、施設要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定を取り消すものとする。

（４）施設要件の見直し

国（原子力規制委員会）は、おおむね３年ごとに施設要件の見直しを検討する。

附 則

この施設要件は、平成27年8月26日から適用する。

附 則

この施設要件は、平成31年4月1日から適用する。

【参考1】原子力災害拠点病院が整備する備品、資機材の例

<ul style="list-style-type: none">○ 放射線測定器<ul style="list-style-type: none">・ 個人線量計・ GM サーベイメーター・ NaI シンチレーションサーベイメーター・ 電離箱式サーベイメーター・ ホールボディーカウンター・ 甲状腺モニター
<ul style="list-style-type: none">○ 除染用資機材<ul style="list-style-type: none">・ 滅菌ドレープ（複数のサイズ）・ ガーゼ・ 洗浄用ボトル・ ディスポゾウム・ 撥水オイフ（複数のサイズ）・ 膿盆・ ビニール袋（複数のサイズ）・ 養生用テープ・ 石けん・ ボディソープ・ シャンプー・ 中性洗剤・ ビニールシート・ ろ紙シート
<ul style="list-style-type: none">○ 汚染拡大防止用資機材<ul style="list-style-type: none">・ ビニール袋（複数のサイズ）・ ビニールシート・ 養生用テープ・ ろ紙シート・ タイベックスーツ・ ゴム手袋・ サージカルマスク・ 微粒子用マスク（N95 規格）・ ディスポ帽子・ ゴーグル・ 靴カバー・ ディスポ手術衣

【参考2】原子力災害医療派遣チームの装備品の例

○ 通常の医療に必要な医療資機材
○ 放射線測定器 <ul style="list-style-type: none"> ・ GM サーベイメーター ・ NaI シンチレーションサーベイメーター（主にスタッフ防護のため） ・ 電離箱式サーベイメーター（主にスタッフ防護のため） ・ 個人線量計（主にスタッフ防護のため）
○ 除染用資機材 <ul style="list-style-type: none"> ・ 滅菌ドレープ（複数のサイズ） ・ ガーゼ ・ 洗浄用ボトル ・ ディスポゾニ ・ 撥水オイフ（複数のサイズ） ・ 膿盆 ・ ビニール袋（複数のサイズ） ・ 養生用テープ ・ 石けん ・ ボディソープ ・ シャンプー ・ 中性洗剤 ・ ビニールシート ・ ろ紙シート
○ 汚染拡大防止用資機材 <ul style="list-style-type: none"> ・ ビニール袋（複数のサイズ） ・ ビニールシート ・ 養生用テープ ・ ろ紙シート ・ タイベックスーツ ・ ゴム手袋 ・ サージカルマスク ・ 微粒子用マスク（N95 規格） ・ ディスポ帽子 ・ ゴーグル ・ 靴カバー ・ ディスポ手術衣
○ 安定ヨウ素剤（チーム要員のため）
○ 通信回線 <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星回線 ・ 専用回線 FAX ・ 専用回線有線電話
○ その他、自らの活動を実施するために必要な通信機器、移動車両、食料等